

【重要なお知らせ】

上陸拒否対象、査証の制限等に関する 新たな措置について (3月27日更新)

1. 上陸拒否対象地域について

下記の通り、当面の間、本邦への上陸前 14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある方は特段の事情が無い限り上陸を許可されません。(日本の国籍者は対象外)

(1) 3月7日午前0時より

- ・ **韓国**：ケイシヨウホクドウキョンサン市，アンドン市，ヨンチョン市，チルゴク市，ウイソン郡，ソンジュ郡，グンウィ郡
- ・ **イラン**：コム州，テヘラン州，ギーラーン州

(2) 3月11日午前0時より

- ・ **イラン**：アルボルズ州，イスファハン州，ガズヴィーン州，ゴレスタン州，セムナーン州，マーザンダラン州，マルキャズィ州，ロレスタン州
- ・ **イタリア**：ヴェネト州，エミリア＝ロマーニャ州，ピエモンテ州，マルケ州，ロンバルディア州
- ・ **サンマリノ共和国**：全ての地域

(3) 3月19日午前0時より

- ・ **アイスランド**：全ての地域
- ・ **イタリア**：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州
- ・ **スイス**：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州
- ・ **スペイン**：ナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州

(4) 3月28日午前0時より

- ・ 欧州 21 か国：**アイルランド，アンドラ，イタリア，エストニア，オーストリア，オランダ，スイス，スウェーデン，スペイン，スロベニア，デンマーク，ドイツ，ノルウェー，バチカン，フランス，ベルギー，ポルトガル，マルタ，モナコ，リヒテンシュタイン，ルクセンブルク**
 - ・ **イラン**：全ての地域
- * 新たに追加・変更されたこれらの地域は日本時間 3月27日午前0時から実施されます。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に日本に到着した場合は対象外です。

2. 検疫の強化について

下記の通り、これらの地域に滞在歴のある方は日本入国後検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことが要請されます。到着空港が変更となる可能性があります。詳細はご利用の航空会社にお問い合わせください。

(1) 3 月 9 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施

- ・ **中国**（含む香港マカオ）、**韓国**からの入国者

(2) 3 月 21 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施

- ・ シェンゲン協定加盟国（注）又は**アイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ**若しくは**ルーマニア**の全域からの入国者

（注）**アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク**

(3) 3 月 26 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機または船舶を対象とし、4 月末日までの間実施

- ・ **米国全域**

(4) 3 月 28 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施

- ・ **インドネシア**
- ・ **シンガポール**
- ・ **タイ**
- ・ **フィリピン**
- ・ **ブルネイ**
- ・ **ベトナム**
- ・ **マレーシア**
- ・ **イスラエル**
- ・ **カタール**
- ・ **バーレーン**
- ・ **コンゴ民主共和国**

3. 査証の制限等

下記の間、これらの地域に所在する日本大使館または総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止します。また対象地域については査証免除措置を順次停止します。日本に入国する際には新たに査証の取得が必要となります。査証取得に必要な書類につきましては[こちら](#)をご覧ください。

- (1) 3月9日午前0時から3月末日まで、上記2（1）の国で3月8日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。**香港**及び**マカオ**、**韓国**の旅券保持者に対し査証免除措置を停止
- (2) 3月21日午前0時から4月末日まで、上記2（2）の国で3月20日までに発給された一次・数次査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止
- (3) 3月28日午前0時から4月末日まで、上記2（4）の国で3月27日までに発給された一次・数次査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止。また、上記（2）（4）の国並びに中国（香港を含む。）及び韓国との APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

【参考情報】

- [外務省](#)
- [厚生労働省](#)
- [法務省](#)

(了)